

山梨県公報

第四十号

令和元年

十月七日

月 曜 日

目次

告示

○食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録	三二三
○特定猟具使用禁止区域の指定	三二三
○道路の区域変更	三二四
○宅地建物取引士証交付者の受講すべき講習の指定	三二四
○落札者の決定について	三二四
○令和元年度山梨県准看護師試験の実施	三二五
○換地計画の決定	三二五
○開発行為に関する工事の完了について	三二六
○土地区画整理組合の解散認可	三二六

告示

山梨県告示第七七号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第九条第一項第一号の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。

令和元年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 養成施設の名称 山梨大学生命環境学部生命工学科及び地域食物科学科
- 養成施設の所在地 山梨県甲府市武田四丁目四番三十七号
- 登録年月日 令和元年九月三日

山梨県告示第八八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 敷島及葉穂坂特定猟具使用禁止区域

- 特定猟具使用禁止区域の名称 敷島及葉穂坂特定猟具使用禁止区域
- 特定猟具使用を禁止する区域 韮崎市及び甲斐市(次の図に示す部分に限る)。

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

- 特定猟具使用禁止区域の面積 六百八十八・六ヘクタール

二 桐原特定猟具使用禁止区域

- 特定猟具使用禁止区域の名称 桐原特定猟具使用禁止区域
- 特定猟具使用を禁止する区域 上野原市(次の図に示す部分に限る)。

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

- 特定猟具使用禁止区域の面積 二百十四・〇ヘクタール

三 野田尻特定猟具使用禁止区域

- 特定猟具使用禁止区域の名称 野田尻特定猟具使用禁止区域
- 特定猟具使用を禁止する区域 上野原市(次の図に示す部分に限る)。

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

- 特定猟具使用禁止区域の面積 四百四十九・〇ヘクタール

四 小淵沢特定猟具使用禁止区域

- 特定猟具使用禁止区域の名称 小淵沢特定猟具使用禁止区域
- 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市(次の図に示す部分に限る)。

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 六百七十二・九ヘクタール
- 五 小淵沢東部清春特定猟具使用禁止区域
 - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 小淵沢東部清春特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 七百四十三・二ヘクタール
- 六 八米特定猟具使用禁止区域
 - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 八米特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 上野原市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び富士東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
 - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 三十四・四ヘクタール
- 七 下吉田・上暮地特定猟具使用禁止区域
 - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 下吉田・上暮地特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び富士東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
 - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 六十八・三ヘクタール

山梨県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和元年十月二十八日まで一般の縦覧に供する。
令和元年十月七日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 大月上野原線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
上野原市上野原字新田倉三〇九八番二地先から 上野原市上野原字新田倉三〇八六番九地先まで	一〇・二 二二・六	六・五 二二・五		一七七・〇

山梨県告示第九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十二條の二第二項の規定により、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を令和元年九月二十六日次のとおり指定した。
令和元年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
公益社団法人全日本不動産協会が宅地建物取引士に対する講習の実施要領（昭和五十五年建設省告示第七百九十八号）に準拠して実施する講習

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和元年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る借入物品等
- (一) 名称 財務会計システム関連機器等
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年七月三十一日
- 四 落札者
- (一) 名称 株式会社J E C C
- (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 一億二千四百六十七万八千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年六月二十日

● 令和元年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八條の規定により、令和元年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和二年二月九日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験方法 筆記試験
- 四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三條に規定する科目
- 五 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 六 提出書類
- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 受験資格を有することを証明する書類
- 4 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦六センチメートルかつ横四センチメートル、裏側に撮影年月日及び氏名を記載した

もの）一枚

- 5 戸籍抄本（受験資格を有することを証明する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合は、提出する必要はない。）
- 七 受験手数料 六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
- 八 受験願書の配布期間及び配布場所
- 1 配布期間 令和元年十一月五日（火）から同月十五日（金）までの山梨県の休日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百二十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛てに、令和元年十一月五日（火）から同月十五日（金）までに到達するよう送付すること。

- 九 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当
- 2 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間
- 1 提出先 八2に掲げる場所
- 2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。
- 3 受付期間 令和元年十二月九日（月）及び同月十日（火）の各日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合は、同月九日（月）又は同月十日（火）の消印のあるものを有効とする。
- 十 その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五―二二三―一四八四）に問い合わせること。

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九條の二第一項の規定により県営ほ場整備事業（白州地区第三―三―三工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し

- 二 縦覧期間 令和元年十月八日から同年十一月七日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和元年十一月二十二日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年四月七日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字熊穴四千五百六十五番の一、四千五百六十五番の四の一部及び四千五百六十七番の一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都品川区旗の台一丁目五番八号 学校法人 昭和大学 理事長 小口勝司

● 土地区画整理組合の解散認可

都市区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

令和元年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 組合の名称 市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町役場内
- 三 解散認可の年月日 令和元年九月二十六日